

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	肝炎治療特別促進事業関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青森県は、青森県肝炎治療特別促進事業による肝炎治療医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

青森県知事

公表日

令和7年1月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	肝炎治療特別促進事業関係事務
②事務の概要	・「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱及び青森県肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づき、肝炎治療に係る医療費助成に関する事務を行っている。 ・医療費の給付を受けようとする者から提出された申請書を基に審査を行い、所得に応じた自己負担限度額等を記載した肝炎治療受給者証を発行する。 (関連事務:受給者証申請の受理、その届出に係る事実についての確認、窓口対応、変更・再交付・返還に関する事務)
③システムの名称	肝炎医療費助成システム、団体内統合宛名システム、自治体中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
肝炎医療費受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の表の4の項 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 第3条第1項 別表第一の5の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条の表165の項 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 第3条第1項 別表第一の5の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	030-8570 青森県青森市長島1-1-1 青森県総務部総務文書課文書・情報公開グループ 電話:017-734-9083

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	030-8570 青森県青森市長島1-1-1 青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課がん対策推進グループ 電話:017-734-9216
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[十分である]</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[十分である]</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・マイナンバーの提供を希望しない申請者は、住民票等の公的資料による確認を行っている。 ・特定個人情報を受け渡す際は、パスワードで保護したUSBによる受け渡し、書類の場合は確実なマスキング処理等を行っている。 ・漏えい、滅失等を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。 ・特定個人情報ファイルの滅失や毀損が発生した場合に復旧できるよう、バックアップを保管している。 ・業務プロセスを確定させるため、分かりやすいマニュアルを策定している。
9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[十分に行っている]</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[十分である]</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>肝炎システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードと担当職員の顔による認証によって限定しており、さらにアクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。</p> <p>また、システムが導入されているパソコンは机に固定されており等、物理的安全管理措置を講じている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	所属長の役職名	課長 嶋谷 嘉英	課長	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正
令和2年12月24日	4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	委託しない	事後	
令和2年12月24日	8 監査	内部監査	自己点検、内部監査、外部監査	事後	
令和3年9月8日	I 関連情報－4. 情報ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条第1項 別表第一の5の項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条第1項 別表第一の5の項	事後	
令和3年9月8日	IV リスク対策－8. 監査	[○] 外部監査	[] 外部監査	事後	
令和4年11月29日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年11月1日	令和4年10月31日	事前	評価を実施してから5年が経過するため
令和4年11月29日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年11月1日	令和4年10月31日	事前	評価を実施してから5年が経過するため
令和7年1月27日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	・青森県肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づき、肝炎治療に係る医療費助成に関する事務を行っている。 ・医療費の給付を受けようとする者から提出された申請書を基に審査を行い、所得に応じた自己負担限度額等を記載した肝炎治療受給者証を発行する。 (関連事務: 受給者証申請の受理、その届出に係る事実についての確認、窓口対応、変更・再交付・返還に関する事務)	・「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱及び青森県肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づき、肝炎治療に係る医療費助成に関する事務を行っている。 ・医療費の給付を受けようとする者から提出された申請書を基に審査を行い、所得に応じた自己負担限度額等を記載した肝炎治療受給者証を発行する。 (関連事務: 受給者証申請の受理、その届出に係る事実についての確認、窓口対応、変更・再交付・返還に関する事務)	事前	
令和7年1月27日	I 関連情報－3. 個人番号の利用－法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条第1項 別表第一の5の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の表の4の項 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条第1項 別表第一の5の項	事前	
令和7年1月27日	I 関連情報－4. 情報ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条第1項 別表第一の5の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表165の項 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条第1項 別表第一の6の項	事前	
令和7年1月27日	I 関連情報 5①部署	青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課	青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課	事後	
令和7年1月27日	I 関連情報 7請求先	青森県総務部総務学事課情報公開グループ	青森県総務部総務文書課文書・情報公開グループ	事後	
令和7年1月27日	I 関連情報 8連絡先	青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課がん対策推進グループ	青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課がん対策推進グループ	事後	
令和7年1月27日	IV リスク対策－8. 人手を介在させる作業	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正
令和7年1月27日	IV リスク対策－11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正